

(電子メール施行)
教体第1946号
令和2年3月27日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

県立学校における教育活動の再開等について

現在も、新型コロナウイルスの感染が引き続き発生しているものの、児童生徒等の学習機会を確保するため、国からの学校における教育活動の再開等についての通知を基に、以下のとおり4月8日(水)からの教育活動再開に向けて準備願います。

記

1 感染予防の徹底

(1) 日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けること

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多くの人が手の届く距離に集まること
- ③近距離での会話や大声での発声

(2) ①～③を避けるよう次のように対応すること

教室等のこまめな換気を実施、可能であれば2方向の窓を同時に開けること。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導すること。

(3) 発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

2 始業式・入学式等の儀式的行事について

入学式については、会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で、最少人数で簡素化すること(参加人数の精選、式典時間の短縮、国歌・校歌は演奏のみ等)。

始業式については、入学式の取組に加え、体育館で全校児童生徒等が集合して実施せずに簡素化すること(学年毎の実施、校内放送対応等)。

3 その他の学校行事について

4月中は、校外での学校行事は原則禁止する。ただし、感染者の発生していない学区については、学区内での校外行事も認めるが、いわゆる3原則が重なることがないよう留意すること。

地域の感染状況等も踏まえ、それぞれの学校行事における活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行うこと。

4 部活動について

①活動場所：校内のみとする

②活動時間：1日2時間を上限とする

③活動を行わない日：少なくとも月～金に1日及び土日に1日の計2日は休むこと

④対外試合・合同練習・合宿：同一学区内の2校までの実施を認める。ただし、実施場所は2校のいずれかの学校内とし、合宿は認めない。

5 その他

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。